

平成18年9月21日

## 「知財サイクルに関する進捗状況と今後の課題」に関する意見

知的財産戦略本部本部員

知的創造サイクル専門調査会委員

弁護士 久保利英明

## .「 - 2 . 中小・ベンチャー企業の支援と地域の振興」関連

[今後の課題中(6) 弁護士情報についての記載]

「弁護士知財ネット」のホームページの各会員について、今後の課題として「実績・報酬・自由記載の掲載と検索機能の設定」が求められている。

[当委員の意見]

1. この要望は誠にもっともとは考えられるが、現実には以下のようなハードルがある。

弁護士としては依頼者名やその実績について顧客との守秘義務契約により、開示を禁止されているケースがあり、必ずしもインターネット上で開示できない事案が相当数存在する。

開示自体は禁止されていないものの、広告宣伝と取られることや「依頼者あさり」と見られることで信用が傷つくと考えるなどの理由から、顧客名や受任ケースについて開示することに慎重な弁護士が地方を中心に相当数に上ると考えられる。

報酬については日弁連が従前規定していた基準が、独禁法との関係から廃止されたことから、知的財産案件のような個別性の高い事案については、現在は一件ごとの見積もり方式が主流と思われる。このため報酬表を持たない弁護士が大半と思われる。なお、弁護士知財ネットとしては、ユーザーの便宜を図るため、会員は、相談の最初の1時間については1万円で受任することを決定しているので、報酬の見積もりも含めて、1万円で相談が可能なはずである。

2. 「弁護士知財ネット」のホームページでは北海道、東北など我が国の全地域について8つの地域会を掲載し、各会のメンバーの名簿と共に地域会連絡担当窓口弁護士を公開している。地域によっては、曜日を決めて分担して担当している。そこで各地域の連絡窓口弁護士にご連絡頂ければ、当該弁護士が認識している限度で、地域の専門家の得意分野、報酬の相場観などをアドバイスすることが可能と考えられる。

弁護士知財ネットは会員の拠出により実施・運営されているため、ホームページの充実にも資金的限界があり、充実することは検討されているが、まだ設立1年足らずであるため、公的な人的・金銭的支援も検討されるべきである。

。「 」。人材の育成と国民意識の向上」関連

[ 今後の課題中「( 6 ) 知財に強い法曹の養成」の記載 ]

新司法試験における選択科目として知的財産法を選択したものが354人に上ったことを受けて、今後の課題として選択者の拡大、法科大学院における理系出身者の増加等を求めている。

[ 当委員の意見 ]

当然の要望・課題として賛成するが以下の論点についての課題がある。

しかし、選択科目としての知財法について、知的財産法を選択者には法科大学院に学ぶ弁理士や企業の特許部在籍者など高度の知識と能力を有する者が相当数を占めると言われている。これに対して、倒産法、独禁法などの他の選択科目は比較的その分野の専門家の受験は考えにくい。その結果、これらの者を対象に標準偏差等を算定すれば、結果として知的財産法の平均点数が上昇し、これに基づいて選択科目相互間の調整を行えば、却って知財選択者に不利益に働くことが想定される。一方、各科目間で出題された問題の難易度が異なり、知的財産法がこれらの受験者にとっても難問であった場合は調整が必要となろう。法務省においては、今年度の科目別成績などの統計等を公表し、その対応を検討すると共に、文科省においては法科大学院を通じて知財法受験者の聞き取り調査をするなどして実態の把握に努めるべきである。全国の全ての法科大学院で知財科目が開設されたにもかかわらず、知財法選択者が3位に止まっていることは、こうした懸念を学生が抱いていることを窺わせる。

法科大学院における理系出身者の増加の為には社会人の増加が必要である。理系出身者が社会人経験を経ないで法科大学院への進学を希望するとは考えにくいからである。第一期生には多数の社会人経験者が含まれていたが、近時、激減している。その理由は、当初期待されたよりも新司法試験の合格率が低いことの外に、勤務しながら通学できる夜間、休日開講の法科大学院が少なく、且つ定員も僅少なこと、休職等を認めたり、国内留学制度を法科大学院に適用して、通学を支援しようとする企業や自治体が非常に少ないこと、が挙げられる。海外のロースクールへは多額の費用を支払っても留学を支援していることからすれば大きな矛盾である。

恐らくこのような欠陥は知財専門職大学院にも当てはまるはずであり、これらの問題を早急に解決する必要がある。

以上